

各 位

会 社 名 STEILAR C.K.M 株式会社  
 代 表 者 名 代表取締役 橋本 勝司  
 (コード番号 J A S D A Q 2 6 7 3)  
 問 合 せ 先 取締役 (経理財務担当) 加藤 和弘  
 電 話 0 3 - 5 3 6 9 - 7 8 3 1

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 29 期定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 定款一部変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行 (いわゆる株券の電子化) されました。

これに伴い、当社定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規程の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規程を設けるものであります。

なお、現行定款第 6 条 (株券の発行) につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

(2) 今後の経営環境の変化に対応した機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能にするため、現行定款第 5 条 (発行する株式の総数) を 9,000,000 株から 20,496,000 株に増加させるものであります。

#### 2. 変更の内容

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| (発行する株式の総数)<br>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>9,000,000</u> 株とする。 | (発行する株式の総数)<br>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>20,496,000</u> 株とする。 |
| <u>(株券の発行)</u><br>第 6 条 当社は、株式に係る株券を<br><u>発行する。</u>      | (削 除)  |
| 第 7 条 (条文省略)  | 第 6 条 (現行どおり)  |

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>② <u>当社は、前項の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>  | <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(削 除)</p>   |
| <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(3) (条文省略)</p>   | <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p>                             |
| <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> | <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>(削 除)</p>                             |
| <p>第11条～第18条 (条文省略)</p>   | <p>第10条～第17条 (現行どおり)</p>  |
| <p>(取締役会の設置)</p> <p>第19条 当社は取締役会を置く。</p>  | <p>(取締役会の設置)</p> <p>第18条 当社は取締役会を置く。</p>  |
| <p>第20条～第21条 (条文省略)</p>   | <p>第19条～第20条 (現行どおり)</p>  |
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>  | <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> |
| <p>第23条～第28条 (条文省略)</p>   | <p>第22条～第27条 (現行どおり)</p>  |
| <p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。</p>   | <p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。</p>  |
| <p>第30条～第39条 (条文省略)</p>   | <p>第29条～第38条 (現行どおり)</p>  |

| 現 行 定 款 | 変 更 案   |
|---------|---|
| (新 設)   | <p style="text-align: center;">(附 則)</p> <p><u>第 1 条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社では取り扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p><u>第 3 条 本附則第 1 条ないし本条は、平成22年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p> |

以上